

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることで、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1.計画期間 平成27年10月1日 ～ 平成32年9月30日までの5年間

### 2.内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児介護休業法に基づく育児休業や、労働基準法に基づく産前産後休業、雇用保険法に基づく育児休業給付等のワークライフバランスのための諸制度の周知

#### 【対策】

平成27年10月～ 制度の詳細に関する情報収集を行う

平成27年11月～ 社員への説明会の実施を行い、意識啓蒙を行う

目標2 妊娠中、休業中及び復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する

#### 【対策】

平成27年10月～ 相談窓口担当者の選定

平成27年11月～ 窓口担当者の研修、窓口設置

(2) 次世代育成支援対策に関する事項

目標3 若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会の確保、トライアル雇用等を通じた雇い入れ又は職業訓練の推進を図る

#### 【対策】

- ・求人を出す場合は、トライアル雇用制度等の求人にて提出するよう努める
- ・インターンシップ等の申入れがあった場合には、可能な限り受け入れを行うよう努める

以上

株式会社翔栄クリエイト